

災害貸付について

災害貸付は、水震火災その他の非常災害（以下「災害」という。）等により組合員の家財、住宅等に損害を受けた場合に利用できる貸付です。

（１）概 要

貸付種類	貸付事由	貸付限度額	年利 (※3)
		貸付単位	
災害家財貸付	組合員の家財が、災害及び盗難により損害を受けたとき	給料月額×6か月分(200万円上限) 5万円以上5万円単位	0.93%
災害住宅貸付	組合員の住宅又は住宅の敷地が、災害により損害を受けたとき	①給料月額×組合員期間に応じた月数(※1) ②組合員期間に応じた最低保障額(※2) ①、②のいずれか多い額(1,800万円上限) 50万円以上5万円単位	
災害再貸付	既に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている住宅の敷地が、災害により損害を受けたとき ※災害見舞金が支給される災害に限る	①給料月額×組合員期間に応じた月数(※1)×2 ②組合員期間に応じた最低補償額(※2) ①、②のいずれか多い額(1,900万円上限) 50万円以上5万円単位	

※1 月数

組合員期間	月数
1～6年未満	7月
6～11年未満	15月
11～16年未満	22月
16～20年未満	28月
20～25年未満	43月
25～30年未満	60月
30年以上	69月

※2 最低保障額

組合員期間	災害住宅貸付	災害再貸付
1～3年未満	100万円	150万円
3～7年未満	400万円	450万円
7～12年未満	700万円	750万円
12～17年未満	900万円	950万円
17年以上	1,100万円	1,150万円

※3 貸付利率は地方公務員等共済組合法第77条第4項で定める基準利率を基としているため、変更されることがあります。

（２）償還期間及び償還方法

貸付種類	償還期間	償還方法
災害家財貸付	117月	※償還方法 100万円未満 毎月償還 100万円以上 毎月償還又は賞与併用償還のいずれか選択可 ※1年間、元利均等償還据置可(希望者のみ。据置期間中は毎月利息のみ償還)
災害住宅貸付	借入額により 240～348月	
災害再貸付		

（裏面に続く）

(3) 申込時に必要な書類

貸付種類		提出書類
災害家財貸付		必須書類 ○住宅貸付・災害貸付申込書 ○借用証書 ○印鑑登録証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの) ○借入状況等申告書・事前調査書 ○組合員の基本給がわかるものの写し(給与明細、辞令簿等) ○罹災証明書 ○購入する家財の見積書 該当者のみ提出する書類 ○他の金融機関等から借入れしている貸付の償還表等の写し・・・借入状況等申告書にて他の金融機関等から借入れしている場合 ○勤務時間報告書・・・給料月額が一部減給されている場合 ○団体信用生命保険事業加入申込書・・・加入希望者のみ
災害住宅貸付	新築	必須書類 ○罹災証明書 ○住宅貸付(新築)と同じ書類 該当者のみ提出する書類 ○住宅貸付(新築)と同じ書類
	修理	必須書類 ○罹災証明書 ○住宅貸付(増改築修理)と同じ書類 該当者のみ提出する書類 ○住宅貸付(増改築修理)と同じ書類
災害再貸付	新築	災害住宅貸付(新築)と同じ
	修理	災害住宅貸付(修理)と同じ

※特に必要があると認めるときは、上記書類のほか、必要な書類の提出を求める場合があります。

(4) その他

① 貸付金の限度額について

お申込みされる災害貸付以外に、当共済組合より貸付金を借入れされている場合は、(1) 概要に記載の貸付限度額まで借入れできない場合があります。

② 貸付けの制限について

毎月の償還額が基本給の30%を超える場合、又は1年間の償還額が年収相当額(基本給×16か月分)の30%を超える場合は借入れできません。